回答

工事名:平田2地区小規模急傾斜地崩壊対策工事

番号	質問事項	回答
1	・ 役務費における借地料は、仮設ヤードの借地料ですか?	・ 仮設平面図(6/7)における坂路、施行ヤード及び法面工事
	・9号線から仮設ヤードまでは、どういう借地契約か?	に影響のある範囲を、役務費における借地料として計上しています。(別紙借地平面図参照) ・工事期間内において、土地所有者と大山町の間で土地賃貸契約を締結します。
2	・掘削変更が生じる場合(土砂掘削→岩掘削)、設計変更の対象 となりますか?	・ 現地において、岩塊が認められると判断した場合、設計変 更の対象になります。
3	・岩掘削にブレーカー使用時、近接住宅に配慮し防護柵等の設置	・ 現地において、防護柵等の設置が認められると判断した場
	を行った場合、設計変更の対象となりますか?	合、設計変更の対象になります。
4	・掘削土、掘削岩の小運搬の計上がありませんので、設計変更の	・ 現地において、小運搬の必要性が認められると判断した場
	対象にお願いします。	合、設計変更の対象になります。
	・ 西側斜面の経路は、借地契約してありますか?	・ 法面工事に影響のある範囲は、役務費における借地料とし
		て計上しています。 (別紙借地平面図参照)
5	・ 伐採時、近接住宅に影響があるため、高所作業車等の車両が必	現地において、高所作業車等の車両の必要性が認められる
	要になると思います。設計変更の対象となりますか?	と判断した場合、設計変更の対象になります。